

説明資料に対する質問について、下記のとおり回答します。

資料一 工事における総合評価落札方式の実施方法について

No.①	該当頁	2	質問項目	難工事の定義
質問内容	競争参加者が少なくなると考えられる「難工事」の基準はあるのか? 難工事以外にも競争参加者が少なくなるケースが考えられると思うが、その場合にも適用されるのか?			
回 答	<u>令和2年1月10日沖縄総合事務局開発建設部記者発表資料の2枚目</u> 【試行の概要】1. 1) のとおり 「難工事」に指定する工事は、下記①、②の両方が該当する工事とする。ただし、WTO案件の工事は対象外とする。 ①不調・不落で再公告する工事、又は、過去の不調・不落工事に類似した内容の新規工事で、不調・不落の発生が想定される工事。 ②施工する現場が狭隘、搬入路確保が困難、関係行政機関・公益事業者・近隣住民等との密接な調整が必要、現場が点在する、等により発注者が「難工事」であると判断した工事。 (URL) http://www.ogb.go.jp/-/media/Files/OGB/Kaiken/kyoku/kisya/R020110/PDF_R020110_nankouji_shitei_jisseki_hyouka.pdf?la=ja-JP&hash=8143DA07C54FBE8B4A42CEB713E13D2DB9F5C9AE			

No.②	該当頁	2 1	質問項目	新技術の活用
質問内容	【今後】すべての対象工事で実施の②発注者指定型は従来の技術提案型と同じと考えて良いか。			
回 答	新技術の活用の原則義務化に伴い、【現状】で示す区分に変わって、【今後】全ての対象工事で実施に示す①もしくは②～④のいずれかの方式によります。			

No.③	該当頁	2 1	質問項目	新技術の活用
質問内容	【今後】すべての対象工事で実施の③④は、技術提案S型案件以上を対象としているのか。			
回 答	<u>令和2年3月31日国土交通省技術調査課等記者発表資料の別紙のとおり</u> 対象工事は一部を除く直轄土木工事（港湾空港を除く）を対象とする。ただし、適用が困難と判断される工事は対象外。 具体的な取組内容としては、①もしくは②～④のいずれかにより、対象とする新技術を活用する。 (URL) https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08 hh 000683.html			

No.④	該当頁	2 2	質問項目	ICT 活用証明書
質問内容	ICT活用証明書の交付方法は？			
回 答	令和2年4月1日以降に公告され、ICTの活用を確認した完成工事に対し、成績評定通知とあわせて交付します。 <u>※令和2年1月10日沖縄総合事務局開発建設部記者発表資料の4枚目</u> （※2を参照） (URL) http://www.ogb.go.jp/-/media/Files/OGB/Kaiken/kyoku/kisya/R020318/PDF_hatarakikata_kaikaku_kyusyu_okinawa_mokuhyou.pdf?la=ja-JP&hash=DCD035FAF98ED46594556F1B701AC3A3A9AFBD00			

No.⑤	該当頁	2 2	質問項目	週休 2 日実施証明書
質問内容	週休 2 日実施証明書の交付方法を教えてください。			
回答	<p>令和 2 年 4 月 1 日以降に公告され、週休 2 日の達成を確認した完成工事に対し、成績評定通知とあわせて交付します。</p> <p>※<u>令和 2 年 1 月 10 日沖縄総合事務局開発建設部記者発表資料</u>の 4 枚目（※2 を参照）</p> <p>(URL)</p> <p>http://www.ogb.go.jp/-/media/Files/OGB/Kaiken/kyoku/kisya/R020318/PDF_hatarakikata_koikaku_kyusu_okinawa_mokuhyou.pdf?la=ja-JP&hash=DCD035FAF98ED46594556F1B701AC3A3A9AFBD00</p>			

No.⑥	該当頁	2 2	質問項目	週休 2 日実施証明書
質問内容	昨年 6 月に竣工した工事でも交付可能でしょうか。			
回答	質問の案件は交付しません。No.⑤の回答も参照して下さい。			

No.⑦	該当頁	2 4	質問項目	申請書類
質問内容	より同種工事等を示す場合、工事カルテページの記入が求められるが、その場合でも写しの添付は必要か。			
回答	工事カルテ（写し）の添付は不要です。			

No.⑧	該当頁	2 4	質問項目	申請書類
質問内容	工事点数は従来通り添付が必要か。			
回答	工事成績評定通知書（写し）の添付は必要です。			

以上